大阪府条例第　　　号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則  ８　当分の間、第三十二条第三項の表備考１に規定する者については、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭又は養護教諭は同表備考１に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。 | 附　則  ８　当分の間、第三十二条第三項の表備考１に規定する者については、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭又は保育教諭は同表備考１に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。 |
|  |  |

第二条　大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （認定要件）  第三条　（略）  　一　（略）  イ　幼稚園教育要領（平成二十九年文部科学省告示第六十二号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園  ロ　（略）  二・三　（略）  ２　（略）  （教育及び保育の計画）  第十五条　認定こども園は、法第六条に基づき、  幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平  成内閣府二十九年文部科学省告示第一号）を踏まえると厚生労働省ともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）に基づき、並びに子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。 | （認定要件）  第三条　（略）  　一　（略）  イ　幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園  ロ　（略）  二・三　（略）  ２　（略）  （教育及び保育の計画）  第十五条　認定こども園は、法第六条に基づき、  幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平  成内閣府二十六年文部科学省告示第一号）を踏まえると厚生労働省ともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）に基づき、並びに子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。